

令和5年度事業計画

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月 31日

一般社団法人 松山宅建協会

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症が発生してから3年が経過しました。私たちの生活に大きな影響を与えたこのウィルスも、ワクチン接種の進展などにより、少しずつ正常化に向けた動きが加速しており、コロナ禍の出口が見え始めていることから、今後は感染症分類の引き下げを見据えた新たな対応が求められています。

又、コロナ禍においてテレワークの普及が一気に進んだこともあり、新たな働き方が創出されております。

地方においては、少子高齢化に加えて人口流出・過疎化の傾向があり、不動産ニーズの低下が懸念されております。人口減少は、人々の住環境に関わる不動産産業に多大な影響を及ぼすとともに、空家の増加や新築物件への需要が減ると思われれます。また、現在も物価高や光熱費の高騰といった問題が起こっている中で、今後、様々な問題に直面すると予想されます。

折しも本年より所有者不明土地の解消に向け、民法等一部改正、相続土地国庫帰属法、相続登記義務化が段階的に施行されます。皆様におかれましてはこれら税制等各種制度を活用され、依頼者の空地・空家解消の一助として貢献されますことをお願いしたいと思います。

さて、今年度の基本方針ですが、下記に掲げた重点4項目に取り組んでいこうと思います。先ほど申しあげましたコロナによる規制緩和に伴い、委員会活動を見直し、より一層活発化し、会員の皆様に様々な情報を還元できる体制づくりにして参りたいと考えます。また、会員の方の協会活動への参画等を促し、共益事業に力を入れてハトマークの宅建協会の認知度を高め、会員の皆様が業務を行いやすくなるような環境を造っていこうと考えております。

2. 重点項目

- ① ホームページの充実と活用
- ② 宅建業法等関係法規の周知徹底
- ③ 関係官庁・関係団体への渉外活動と連携の強化
- ④ 組織力の強化

3. 委員会活動

(1) 総務委員会

1. 会員研修会及び専取会員研修会の実施
2. 関係諸法令の会員への周知徹底

3. 宅地建物取引業に必要な調査・研究
4. 関係官庁・関係団体との連絡並びに折衝事項
5. 暴追研修会の実施
6. その他必要な事項

(2) 指導委員会

1. 会員の業務指導に関する事項
2. 無免許業者、悪質業者取締りに関する事項
3. 業務取引に係る苦情解決、会員間の紛争解決
4. その他必要な事項

(3) 厚生委員会

1. 会員の慶弔に関する業務処理
2. 会員の親睦と健康保持の推進
3. 会員共済制度の紹介
4. その他必要な事項

(4) 流通センター運営委員会

1. システム全般に係る事項
 - ① IT機器、及び、システムの管理、整備
 - ② データベースの活用、分析、告知
 - ③ その他、主要SNSの検討
2. 不動産流通全般（売買、賃貸、競売）に係る事項
3. 不動産フェアの企画、運営
4. その他必要な事項

(5) 渉外業務委員会

1. 関係官庁、関連諸団体との連携並びに渉外事項
2. 本会における広告及び、告知に関する事項
3. その他必要な事項

その他必要な事項等は、その都度理事会の決議をもって実施する。